

コスモエコパワー株式会社他１９者「（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和４年６月２３日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき、（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、コスモエコパワー株式会社他１９者に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第３項の規定に基づき、山形県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：山形県飽海郡遊佐町沖
原動力の種類：風力（洋上）
出 力：最大４５０，０００ｋＷ

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和２年 ６月３０日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和２年 ９月１１日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和２年 ９月２４日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和３年１２月２７日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和４年 ３月 ７日
山 形 県 知 事 意 見 受 理	令和４年 ３月２５日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和４年 ６月２３日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話０３－３５０１－１７４２（直通）

コスモエコパワー株式会社他 19 者「(仮称) 山形県遊佐沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

1. 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法等を可能な限り明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域周辺は、渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性がある。また、当該区域周辺には既設及び計画中的風力発電所が多数存在することから、本事業の実施による鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生が懸念される。
このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を追加するなど、調査手法の見直しを検討する等により、実施区域及びその周辺の上空を通過する鳥類の飛翔経路や高度等を詳細に把握し、適切に予測及び評価を行うこと。
3. 工事中及び共用中の水中音の発生による海洋生物への影響等について、海外の類似事例を引用する等最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、対象事業実施区域である沿岸部の流況の季節変動や海流成分以外の流れの周期性などの特性を検討し、水の濁りの予測・評価に反映すること。
4. 景観の調査地点について、比子海岸を加えること。また、風車の見えの大きさ及び見え方との関係を、論理的に整合させ適切に評価すること。

(山形県知事からの意見書の写しを添付)